

簡易審査申請書

申請日:

JICA記入欄 受領日:

年 月 日

留意事項: 本申請書の提出をもって、申請書を提出した者は申請書内の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約したものとします。また、6. 記載の事項について誓約したものとし、6. 記載の事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意したものとします。なお、6. 記載の誓約事項は、「参加予定公告・公示件名」に記載された案件以外の競争に参加する場合も、整理番号の有効期限までの間、有効なもののみとみなします。本申請書に記載された申請者情報(法人番号、法人名、本店住所)は、一般公開の対象となります。また、個人情報に関する部分は、調達関連手続きのためにのみ利用されます。

*参加予定
公告・公示件名

*入力必須。都合により当該案件に参加しないこととなった場合でも問題はありません。

JICAに提出する書類の代表者情報(契約書受注者欄等)は必ず●印と同一の記載としてください。
代表者が各種手続きに関する代表権限を委任する場合は委任状を提出してください。

1. 申請者

*法人番号(13桁)		日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である	該当する・しない
フリガナ			
●法人名 (登記されている商号)			
●本店住所 (登記されている本店住所)			
代表者 (代表権を 有している者)	●役職名		
	フリガナ		
	●氏名		

*法人番号(13桁)は国税庁が指定し通知している番号で、法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で検索可能です。

2. 担当者連絡先

JICAからの連絡窓口となる方。代表者と同一法人在籍の方としてください。

担当者	部署名			
	役職名			
	フリガナ		*Email	
	氏名		電話番号	
	住所	〒		

*担当者Emailアドレスが連絡先となります

3. 公告・公示情報等メールマガジンの配信希望

希望する場合は○ 両方選択可

【1】コンサルタント等契約、民間連携事業の提案型公募方式による調達の公示情報	
【2】国内の契約、海外向け資機材、研修委託、その他国際センター等の公示情報	
配信先Emailアドレス 担当者Emailと異なる場合のみ記入 複数登録可	

4. 添付書類

添付した書類に○

添付書類	登記事項証明書(写)	発行日から3か月以内のもの	
	納税証明書(その3の3)(写)	発行日から3か月以内のもの	
	財務諸表	決算が確定した直近1か年分のもの 法人名、決算期間が記載があること	

5. 資格の種類および経営状況

資格の種類(希望する資格に○ 複数選択可 ただし登記されていない事業は対象外)

<input type="checkbox"/> 物品の製造(登記事項証明書の目的に製造が含まれていること)	<input type="checkbox"/> 物品の販売(登記事項証明書の目的に販売が含まれていること)	<input type="checkbox"/> 役務の提供等(物品の製造、販売以外全ての業務)
--	--	--

経営状況

① 営業実績(決算期間および損益計算書の売上高を直近2カ年分記入)

直前決算年度	年月日 ~ 年月日	2カ年平均 実績額 ①
直前々決算年度	年月日 ~ 年月日	

② 自己資本額(直前決算年度の貸借対照表の額)

資本金	
準備金・積立金	*注1
繰越利益剰余金	
純資産合計 ②	*注2 円

*注1:(貸借対照表の純資産の部)-(資本金)-(繰越利益剰余金)
=(準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)
*注2:貸借対照表の純資産合計と一致

③ 流動比率(直前決算年度の貸借対照表の額)

流動資産 A	
流動負債 B	
流動比率 ③	%
A/B × 100 (%)	

④ 設立年月日(登記事項証明書の会社成立の年月日を和暦で記入 例:h5/4/1(平成=h、昭和=s、大正=t))

設立年月日	営業年数(申請日現在の満年数) ④	年
-------	-------------------	---

⑤ 機械設備等の額(資格の種類「物品の製造」を希望する場合のみ貸借対照表の額を記入)

機械装置類	運搬具類	*工具その他	機械設備等合計 ⑤

*「工具その他」は構築物、工具器具備品、建設仮勘定(土地、建物、建物付属設備は除く)の合計

6. 誓約事項

反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当せず、競争参加資格の有効期間満了(2019年3月31日)までの将来においても該当することはないこと。

ア. 競争参加者の役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・個人情報取扱事業者